

### (5) その他

今年4月の総務省における「医療事故に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」において、①医療機関に対し、安全管理体制の整備、組織的な安全対策の検討・実施、院内報告制度の明確化、②すべての病院及び有床診療所に重大な医療事故の報告を義務づけ、分析・情報提供するシステム導入の推進が示された。この指摘への対応として、これまでの対策に加え、さらに研究を積み重ねることにより、知識・技術の蓄積、普及に努める必要がある。

### C. 総合評価

医療技術評価総合研究事業は、医療の内容のみならず制度面において、医療政策を推進する重要な役割を果たしており、専門的・学術的意義だけでなく、行政的意義も大きいと考えられる。

## 16) 労働安全衛生総合研究事業

事務事業名	労働安全衛生総合研究経費
担当部局・課主管課	労働基準局安全衛生部計画課
関係課	

### A. 研究事業概要

#### (1) 関連する政策体系の施策目標

基本目標 1 1	国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること
施策目標 2	研究を支援する体制を整備すること
	厚生労働科学研究費補助金の適正かつ効果的な配分を確保すること

#### (2) 事務事業の概要（継続）

労働安全衛生総合研究分野においては、労働者の安全と健康を確保する施策に資することにより安全、安心な健康で質の高い生活の実現を図ることを目的として、（1）基礎疾患の状況と長時間労働による健康影響に関する研究、（2）過重労働等によるストレスの負荷の評価に関する研究、（3）過重労働対策に関する事業場の取組に関する研究、（4）有害化学物質の労働者へのばく露限界値等に関する研究、（5）企業の安全活動の社会的評価に関する研究、（6）工学技術の開発研究における建設安全分野、機

械安全分野、電気安全分野及び爆発火災防止分野に係る画期的な技術に関する研究等を推進するものである。

その成果は広く公表されるとともに、行政の施策に取り入れられることにより、職場におけるメンタルヘルス対策の充実・過労死等の防止、職場における有害化学物質対策の推進、製造現場の安全等の確保に大きく貢献する。

(3) 予算額（単位：百万円）

H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
—	3 7 8	3 3 3	3 1 0	(未確定)

(4) 趣旨

● 施策の必要性と国が関与する理由

労働災害によって今なお年間約53万人が被災し、このうち約1,600人が命を奪われており、一度に3人以上の労働者が被災する重大災害は増大していることから、その一層の減少を図ることは行政にとって大きな課題である。

近年、労働者のメンタルヘルス等についても社会的関心が高まっているが、ストレスを感じる労働者の割合が63%に達していること、過労死等の労災認定が過去最高の水準で推移していること、精神障害等の認定についても2年連続して100件を越えている一方で、リストラ等により労働者一人一人の負担が増加していることが指摘されており、過重労働とメンタルヘルスについての知見を充実させることが必要である。健康フロンティア戦略においても、「職場におけるメンタルヘルス対策の推進」等が掲げられているところであり、メンタルヘルス、過重労働対策を推進する上で科学的な知見の充実を図る必要がある。

また、職場における有害化学物質については、石綿、シックハウス等による健康被害への社会的関心の高まっているところであり、化学物質に係る作業の多様化、職業性疾病の原因物質の多様化に対応する観点から、いまだばく露限界値が定められていない多くの化学物質について、ばく露に係る知見を充実させが必要である。本年5月に公表された「職場における労働者の健康確保のための化学物質管理のあり方研究会」においても、化学物質ばく露限界値の充実を図るべきことが提言されている。

さらに、企業の社会的責任に関する検討が国内外でなされているが、一方で、昨年来、我が国を代表する大規模製造業で爆発・火災等の近隣住民を巻き込む大きな災害が頻発しているところである。労働災害防止に関する事業者の取組を促進するためには、災害事故の経済的損失を明らかにしてインセンティブを高めるとともに、労働災害防止に係る技術開発を促進する必要がある。

これらの研究により得られた科学的知見に基づいて効果的な対策を推進し、労

労働者の安全と健康を確保するため、労働安全衛生総合研究の充実を図るものである。

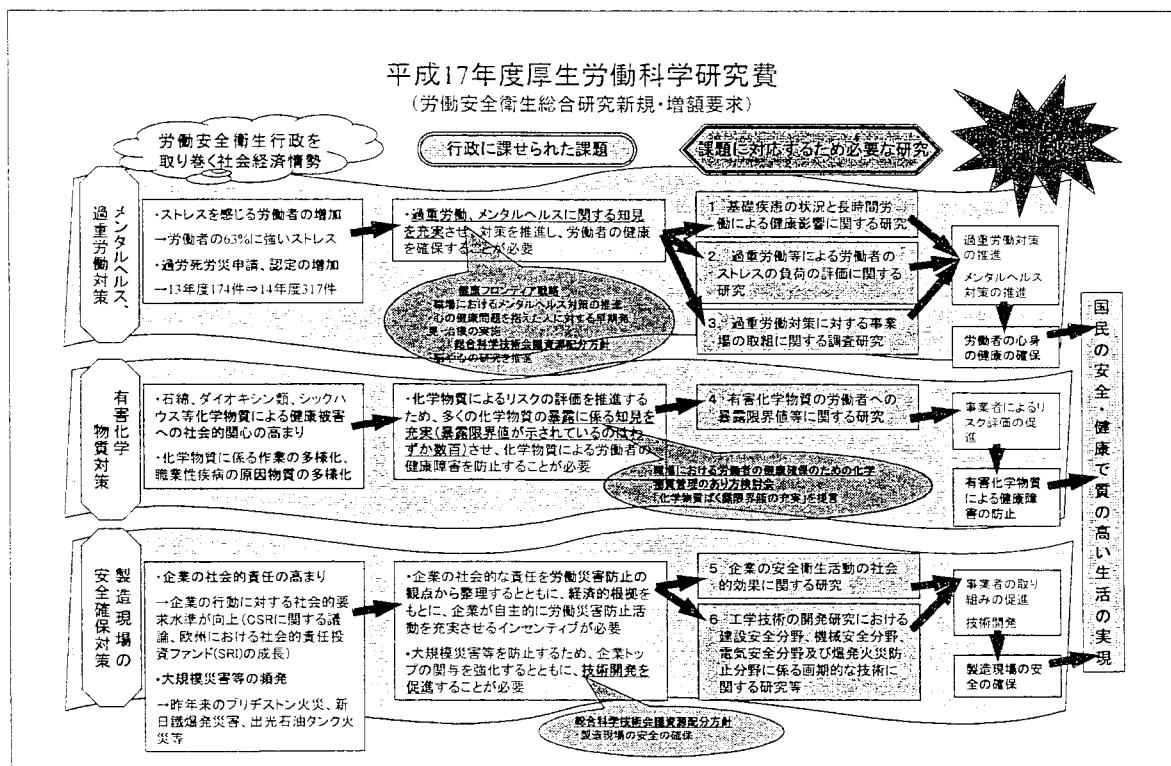
### ● 期待される成果

メンタルヘルス・過重労働対策に係る研究により、過重労働により発症すると考えられる脳・心臓疾患（過労死）が、基礎疾患や生活習慣によって受ける影響に関する知見が充実し、労働者の健康状態や生活習慣に応じたきめ細かな労働時間管理等を実施するため基礎資料が得られることが期待され、ガイドライン等として周知を図ることにより、過労死等のより効果的な防止対策の推進が図られる。

また、有害化学物質の労働者へのばく露限界値等に関する研究により、管理濃度等が設定されていない多くの化学物質について、参考となる濃度が示されることが期待され、これによって、事業者による自主管理のために必要なデータが充実し、その結果、化学物質による職業性疾病の約半数を占める未規制化学物質による労働災害の減少が図られる。

企業の安全活動の社会的評価に関する研究により、労働災害によって生じる経済的損失を定量的に予測するための手法の開発等が期待され、これによって、企業の安全衛生活動への取組の動機付けを強めることができ可能となり、安全衛生水準の向上が図られる。

### (5) 事業の概略図



## B. 評価結果

### (1) 必要性

労働災害によって今なお年間53万人が被災しており、1600人以上がその命を落とし、過労死闘の労災認定は高い水準で推移している中、労働災害の防止は我が国における重要な課題の一つである。本研究が推進されることにより、国民の健康、メンタルヘルスの向上に深く寄与することが期待される。また、有害化学物質対策については、化学物質による職業性疾病の原因物質の約半数を未規制の化学物質が占めている現状に鑑み、その対策を推進する上で必要不可欠な基礎資料を得るものであり、高く評価できるものである。製造業の現場における安全の確保については、昨年来我が国を代表する大規模製造業において爆発火災災害が頻発していることから、これを効果的、効率的に防止するためのツールを提供するものであり、この成果によって国民の安全の確保に関して大きな寄与があることが見込まれる。

### (2) 有効性

過重労働と基礎疾患、生活習慣の間には関係があることが指摘されていながら、これまでその影響について十分な知見はなく、本研究によってこれが補われることにより、現在以上にきめ細かな過労死予防策が推進されることが見込まれ、その有効性はいものと考えられる。

また、有害化学物質については、労働安全衛生法による規制や産業衛生学会による管理濃度の提示が、十分な科学的知見のもとに設定されている反面、その対象となる物質はわずか数百程度にとどまっており、職場で使用される数万と言われる化学物質のほとんどに指標となる濃度が設定されていない実態がある。本研究によって示されるばく露限界値に基づいて事業者が自主的な取組によってリスク評価を実施することで、法的な規制手法によって担保することが困難な多様な化学物質についても労働者のばく露が一定の値以下におさえられることが期待できるものであり、有効に機能するものと考えられる。

製造現場の安全の確保については、欧州でCSR(Corporate Social Responsibility:企業の社会的責任)に関する議論が高まっていることを受けて、我が国でもCSRへの関心が高まっているが、労働災害の減少率が鈍化する中で、本研究の成果は事業者の取組の一層の促進を図るための新たなツールとなりうるものであり、技術開発の促進と相まって、労働災害の減少に非常に有効であると考えられる。

### (3) 計画性

いずれの計画も、研究成果が労働災害防止の政策に反映されること及びその効果について十分な検討がなされており、適正に実施することができるものと認められる。